

登録販売者の手続きについて

登録販売者試験合格者が一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする際、最初に従事する薬局あるいはドラッグストア等がある所在地の都道府県で、販売従事登録申請を行う必要があります。大分県で販売従事登録申請等を行う場合の手続きについては以下のとおりです。

なお、交付された販売従事登録証は、登録販売者であることを証明するものですので、大切に保管してください。

1 販売従事登録の手続きについて（大分県の場合）

① 申請書提出先

最寄りの保健所（保健部）に申請してください。

② 申請に必要な書類等

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	販売従事登録申請書	1部提出
2	登録販売者試験の合格通知書	原本を提出
3	申請者の本人確認書類 (本籍地等を確認できる資料)	以下のいずれか1つ (ただし、登録販売者試験受験申請時から氏名又は本籍の変更があった場合は①と②は不可) ①本籍の記載のある住民票の写し ②本籍の記載のある住民票記載事項証明書 ③戸籍謄本 ④戸籍抄本 ⑤戸籍記載事項証明書 ※受付時に原本と照合できれば、写しの提出でも可
4	診断書	原則不要 ※欠格事項に該当するおそれのある時のみ添付 ※添付する場合、発行日から <u>3ヶ月以内</u> のもの
5	雇用者との使用関係証明書	
6	申請手数料	現金 7,650円

③ その他注意事項

- 登録販売者試験の合格者のうち、一般用医薬品の販売業務に従事しない方は、販売従事登録申請を申請する必要はありません。今後従事するまでの間、合格通知書を大切に保管してください。
- 販売従事登録証を受け取った後、店舗開設者が、従事する店舗を管轄する保健所(部)に登録販売者の変更届を提出しなければなりません。店舗開設者にご相談ください。
- 販売従事登録証がお手元に届くまでに、申請後2週間ほどかかります。
※申請書の書き方については、記載例①を参考にしてください。

2 販売従事登録後の手続きについて（大分県の場合）

販売従事登録申請を行った後、販売従事登録証の紛失、記載内容に変更がある際の手続きについては、以下のとおりです。

●登録販売者名簿登録事項変更届（記載例②）

婚姻等で氏名及び本籍地の都道府県名を変更した場合に届け出てください。

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	登録販売者名簿登録事項変更届書	1 部提出
2	申請者の本人確認書類 (本籍地等を確認できる資料)	販売従事登録申請時の添付資料と同様

(注意) 変更後 30 日以内に提出すること。

●販売従事登録証書換交付申請（記載例③）

販売従事登録証の記載内容（氏名、本籍地）に変更が生じた場合に申請できます。

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	販売従事登録証書換交付申請書	1 部提出
2	販売従事登録証	
3	申請手数料	現金 2, 3 5 0 円

●販売従事登録証再交付申請（記載例④）

販売従事登録証を汚した場合や紛失した場合に申請できます。

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	販売従事登録証再交付申請書	1 部提出
2	破り、汚れた販売従事登録証	紛失した場合は、顛末書
3	申請手数料	現金 3, 3 0 0 円

●販売従事登録消除申請

医薬品の販売に従事しなくなった場合や登録販売者が死亡した場合に申請してください。

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	販売従事登録消除申請書	1 部提出
2	販売従事登録証	

(注意) 申請の義務が生じてから 30 日以内に提出すること。

●販売従事登録証返納届

登録を削除した場合や再交付を受けた販売従事登録証が見つかった場合に届け出てください。

No	必 要 書 類 等	詳 細 事 項
1	販売従事登録証返納届書	1 部提出
2	販売従事登録証	

※申請様式は大分県薬務室のホームページからダウンロードできます。

3 登録販売者外部研修について

登録販売者は、外部研修機関が行う研修を受講することが必要です。外部研修については、下記の大分県のホームページを参照してください。

(参考URL) <https://www.pref.oita.jp/soshiki/12610/tourokuhannbaisyagaibukennsyuu.html>